

市民意見聴取に係る施策の概要

案件名： 尼崎市障害者計画(第5期)・障害福祉計画(第8期)の策定

(副題)

局課名： 福祉局 法人指導・障害福祉担当 障害福祉政策担当

施策の目的	本市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援等の提供体制の確保を図ります。
現状・背景	○「尼崎市障害者計画」は、障害者基本法に基づき、本市の障害者施策全般について、総合的かつ計画的な推進を図るために策定している法定計画です。なお、現行の第4期計画は、令和3年度から令和8年度までの6か年計画としています。 ○「尼崎市障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき、本市の障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援等の提供体制の確保を図るために策定している法定計画です。なお、現行の第7期計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年計画としています。 ○両計画の進捗管理や評価にあたっては、PDCAサイクルの手法を用いて、毎年度「評価・管理シート」を作成・公表しています。 ○両計画の計画期間が令和8年度末をもって終了することから、「尼崎市障害者計画(第5期：令和9年度から令和14年度までの6か年)」と「尼崎市障害福祉計画(第8期：令和9年度から令和11年度までの3か年)」を一体的に策定します。
課題	○計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画(第5次：令和5年度から令和9年度)」を始め、現在、国で見直しが行われている「障害福祉計画等に係る基本指針」の「成果目標」や「活動指標」等を踏まえて検討していく必要があります。 ○現行計画の進捗状況や評価を考慮しつつ、本市の障害者施策の方向性や具体的な取組等について協議していくため、障害当事者等のニーズを把握する必要があります。
施策の策定にあたっての考え方	○計画策定の考え方としては、現行計画の体系(基本理念や基本施策等)を基本とし、「評価・管理シート」の評価内容等を精査するとともに、市内の障害者手帳所持者等を対象としたアンケート調査を実施して、障害当事者等の生活実態やサービスの利用状況、支援ニーズ等の把握に取り組みます。あわせて、障害児通所支援を利用している子どもの保護者や障害福祉サービス事業所(短期入所、グループホーム等)に対してもアンケート調査等を実施し、より詳細なサービス見込みを把握します。 ○また、「尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会」や「尼崎市自立支援協議会」、「尼崎市手話言語条例施策推進協議会」等において協議を行い、幅広い意見を取り入れて検討していきます。
意見を聴取するポイント	○国の障害者基本計画(第5次)では、次の視点に留意しながら推進することとされています。 ・ 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保 ・ 共生社会の実現に資する取組の推進 ・ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 ・ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援 ・ 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進 ・ PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進 ○「尼崎市障害者計画(第5期)」及び「尼崎市障害福祉計画(第8期)」の策定に当たり、国の障害者基本計画(第5次)や障害者福祉を取り巻く動向、尼崎市の現状や課題に対応し、より効果的な施策・取組として反映させるため、広く市民の皆様のご意見を募ります。
市民意向調査(ステップ2)の実施手法	令和7年12月以降に、市内の障害者手帳所持者等を対象としたアンケート調査を実施します。
お問い合わせ先	福祉局 法人指導・障害福祉担当 障害福祉政策担当 電話番号(TEL)： 06-6489-6577 ファックス(FAX)： 06-6489-6351 メールアドレス(Eメール)： ama-shogaikeikaku@city.amagasaki.hyogo.jp